

平成20年3月31日

規則第1号

高齢者の医療の確保に関する法律等の施行に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）、高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号。以下「省令」という。）及び熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年条例第26号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(文書の様式)

第2条 後期高齢者医療の施行において必要な文書の様式は、別表に掲げるところによる。

(資格確認書等の更新)

第3条 資格確認書等は、毎年8月1日に更新する。ただし、広域連合長が必要と認めるときは、その時期を変更することができる。

(保険料の減免等の取消)

第4条 保険料又は一部負担金の徴収猶予、減額又は免除（以下「減免等」という。）を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、広域連合長は、直ちに当該減免等を取り消し、その支払を免れた額を一時に徴収する。

(1) 資力が回復したことにより従前の条件によって、減免等を行うことが適当でないとき。

(2) 偽りその他不正の行為により減免等を受けたとき。

2 広域連合長は、前項の規定により減免等を取り消す場合には、あらかじめ減免等を受けた者の弁明を聴かなければならない。ただし、その者が正当な理由がなくその弁明をしないときは、この限りでない。

(葬祭費の支給申請等)

第5条 条例第2条に規定する葬祭費の支給を受けようとする者は、資格確認書、被

保険者の死亡の事実を証する書類及び葬祭執行者であることを証する書類を添えて
広域連合長に申請しなければならない。

2 前項の申請について、死亡の事実が戸籍又は住民票の記載事項により確認できる
場合は、事実を証する書類の添付を省略することができる。

(新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給申請等)

第5条の2 条例附則第5条の規定による傷病手当金の支給を受けようとする者は、
後期高齢者医療傷病手当金支給申請書(被保険者記入用)、後期高齢者医療傷病手当
金支給申請書(事業主記入用)及び後期高齢者医療傷病手当金支給申請書(医療機
関記入用)を広域連合長に提出しなければならない。

2 前項の申請について、医療機関を受診しないまま体調が改善した場合等で、労務
不能の事実が後期高齢者医療傷病手当金支給申請書(被保険者記入用)及び後期高
齢者医療傷病手当金支給申請書(事業主記入用)の記載事項により認められるとき
は、後期高齢者医療傷病手当金支給申請書(医療機関記入用)の提出を省略するこ
とができる。

(処分の通知の省略)

第6条 後期高齢者医療給付に関する処分において、当該申請等を決定する内容の証
又は証明書等を交付するときは、当該決定通知書の交付があったものとみなす。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年11月26日規則第3号)

(施行期日等)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の高齢者の医療の確保に関する法律等の
施行に関する規則の規定は、平成21年8月1日から適用する。

附 則(平成23年4月1日規則第6号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年4月1日規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年6月29日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年12月18日規則第2号）

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

附 則（平成28年3月30日規則第3号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月30日規則第5号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月30日規則第6号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年5月13日規則第7号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年5月14日規則第9号）

（施行期日等）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表の規定は平成30年8月1日から適用する。

附 則（令和6年12月2日規則第9号）

（施行期日等）

1 この規則は、令和6年12月2日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、現に交付されている健康保険の被保険者証は、その有効期限が到来するまでの間、改正後の高齢者の医療の確保に関する法律等の施行に関する規則（平成20年規則第1号）の本人確認書類又は請求者本人であることを証明するために必要な書類として使用することができる。

別 表

様式	名 称	根拠規定
1	保険料額決定通知書	条例第17条
2	仮徴収額決定通知書	
3	保険料額変更決定通知書	
4	仮徴収額変更決定通知書	
5	保険料徴収猶予申請書	条例第18条
6	保険料徴収猶予決定（却下）通知書	
7	保険料徴収猶予取消通知書	
8	保険料減免申請書	条例第19条
9	保険料減免決定通知書	
10	保険料減免却下通知書	
11	保険料減免取消通知書	
12	保険料徴収猶予及び減免理由消滅申告書	条例第18条、第19条
13	賦課資料について	条例第20条
14	簡易申告書	
15	障害認定申請書及び資格取得（変更・喪失）届書	省令第8条、第10条 から第12条まで、 第22条から第26条 まで
16	障害認定申請却下通知書	省令第8条
17	被保険者資格取得証明書交付申請書	
18	被保険者資格取得証明書	
19	（削除）	（削除）
20	（削除）	
21	（削除）	
22	資格確認書等再交付申請書	省令第17条、第21条
23	認定証明書交付申請書	省令第23条
24	認定証明書	
25	負担区分等証明書交付申請書	省令第26条
26	負担区分等証明書	

27	被保険者資格認定撤回申請書	
28	被保険者資格喪失証明書交付申請書	
29	被保険者資格喪失証明書	
30	基準収入額適用申請書	省令第32条
31	基準収入額適用申請却下通知書	
32	基準収入額適用申請のお知らせ	
33	一部負担金減免及び徴収猶予申請書	省令第33条
34	一部負担金徴収猶予証明書	
35	一部負担金減額証明書	
36	一部負担金免除証明書	
37	一部負担金減免及び徴収猶予申請却下通知書	
38	一部負担金減免及び徴収猶予理由消滅申告書	
39	一部負担金減免及び徴収猶予取消通知書	
40-1	高額療養費支給決定通知書	
40-2	療養費支給決定通知書	
40-3	葬祭費支給決定通知書	
40-4	高額介護合算療養費等支給決定通知書	
40-5	高額療養費（外来年間合算）支給決定通知書	
41	給付支給申請却下通知書	
42	葬祭費支給申請書	条例第2条
43	食事療養差額支給申請書	省令第37条
44	療養費支給申請書	省令第47条
45	特定疾病認定申請書	省令第62条
46	特定疾病認定申請却下通知書	
47	(削除)	
48	(削除)	(削除)
49	(削除)	
50	高額療養費支給申請書	省令第70条
51	高額介護合算療養費等支給申請書兼自己負担額 証明書交付申請書	省令第71条
52	高額療養費（外来年間合算）支給申請書兼自己負	省令第70条の2

	担額証明書交付申請書	
53	後期高齢者医療傷病手当金支給申請書(被保険者記入用)	条例附則第5条
54	後期高齢者医療傷病手当金支給申請書(事業主記入用)	
55	後期高齢者医療傷病手当金支給申請書(医療機関記入用)	
56	(削除)	(削除)
57	(削除)	
58	(削除)	
59	後期高齢者医療資格確認書交付兼任意記載事項併記申請書	省令第16条
60	後期高齢者医療入院日数届書	省令第67条